

## 第1条 名称および事務局

- (1) 本会は、上牧町PTA協議会と称する。
- (2) 本会の事務局は、会長所在の学校に置く。

## 第2条 目的

本会は、上牧町立幼稚園、小学校および中学校、片岡台幼稚園のPTAが協力して、家庭・学校・社会における園児・児童・生徒の健全な育成と、単位PTA相互の親睦をはかることを目的とする。

## 第3条 事業

本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 単位PTAの連絡協調と育成に関すること。
- (2) 家庭教育および地域社会教育の振興に関すること。
- (3) 関係機関との折衝や関係諸団体との連携に関すること。
- (4) 郡PTA連絡協議会・県PTA協議会・その他の上部PTA組織と連絡協調すること。
- (5) その他、目的達成に必要なこと。

## 第4条 構成

本会は、上牧町立幼稚園、小学校および中学校、片岡台幼稚園のPTAをもって構成する。  
ただし、上牧町内にある保育園・所は任意で本会の会員となることができる。

## 第5条 会員

本会の会員は、本会を構成する単位PTAの会員をいう。

## 第6条 代議員

本会の代議員は、当該単位PTAにおいて、会長、副会長、小・中学校長または幼稚園長および教頭（それに準ずる役職者）を含めて20名以内を選出する。

## \*第7条 運営委員

本会の運営委員は、代議員のうち各単位PTA会長、副会長、小・中学校長または幼稚園長および教頭（それに準ずる役職者）をもって構成する。

## 第8条 役員および会計監査

(1) 本会の役員および会計監査は次のとおりとする。

- ① 会長 1名 (事務局の会長)
- ② 副会長 若干名 (事務局以外の単位PTAの会長)
- ③ 書記 2名 (事務局の副会長・教頭)
- ④ 会計 1名 (事務局の副会長)
- ⑤ 会計監査 2名 (運営委員以外の代議員)

(2) 役員および会計監査の職務は次のとおりとする。

- ① 会長は、会を代表し、会を統括する。
- ② 副会長は、会を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

- ③ 書記は、会議における活動状況を記録し、会議の通知を発送する。
- ④ 会計は、本会の全ての収支を把握し、必要な書類・帳票を保管し定例総会で報告する。
- ⑤ 会計監査は会計を監査し、定例総会で報告する。

#### 第9条 顧問

\*本会は、会長が必要としたときは、顧問を置くことができる。  
但し、運営委員会の承認を得て、会長が委嘱する。

#### 第10条 代議員・運営委員・役員の任期

代議員・運営委員・役員の任期は、1年とする。ただし再任は妨げない。  
欠員が生じた場合は、単位PTAの規約・会則に従い補充する。

#### 第11条 総会

- (1) 総会は、本会の最高議決機関であって、代議員で構成する。
- (2) 総会は、代議員の過半数(委任状提出者を含む)の出席により成立し、議決は出席者の過半数の同意を要する。なお、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- (3) 総会の議長は、総会にはかり、代議員の中からこれを選出する。
- (4) 定例総会は年1回とし、臨時総会は会長が必要と認めたとき、または、代議員の2/3以上の要求があったときに会長が召集する。
- (5) 総会は次の事項を審議決定する。
  - ① 予算および事業計画の承認
  - ② 決算および事業報告の承認
  - ③ 役員および会計監査の承認
  - ④ 会則の改正
  - ⑤ その他必要な事項

#### 第12条 運営委員会

- (1) 本会は、第2条の目的達成のため、運営委員会を置く。
- (2) 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であって、運営委員で構成する。
- (3) 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、または運営委員の2/3以上の要求があったときに会長が召集する。
- (4) 運営委員会は、運営委員の過半数をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を要する。可否同数のときは、議長の決するところとする。
- (5) 運営委員会の議長は、役員がこれをつとめる。
- (6) 緊急の場合、または会長が必要と認めた場合、運営委員会は総会に代わって議決することができる。その場合、議決した内容は次の総会で報告する。

#### 第13条 役員会

- (1) 役員会は、会計監査を除く役員をもって構成する。
- (2) 役員会は、随時、会長が招集する。
- (3) 役員会は、本会の事業および予算について、企画・立案し、運営委員会に提出する。

#### 第14条 経理

- (1) 本会の経費は次の収入をもって当てる。
  - \*① 単位PTAからの分担金および会費分担金は会員一人当たり50円とする。

会費は代議員一人当たり200円とする。

② 町当局からの助成金

③ その他の寄付金等

(2) 本会の運営に要する経費は総会で議決された予算に基づいて執行される。

※(3) 本会の会計年度は、毎年5月1日から、翌年4月30日までとする。

#### 第15条 諸規定

(1) 本会の運営に必要な諸規定は、運営委員会で定める。

(2) 運営委員会は、諸規定を制定または改廃したとき、その後開かれる最初の総会に報告しなければならない。

#### 附 則

上牧町PTA協議会会則（昭和61年6月3日制定）は廃止する。

本会則は、2001年5月8日から施行する。

2004年5月17日一部改正。

※2005年5月23日一部改正。

※2015年4月28日一部改正。

# 上牧町PTA協議会慶弔規定

第1条 この規定は、本会の代議員ならびに本会に関係する者の、慶弔に関する規定である。

第2条 本会代議員に次の慶弔の意を表するものとする。

(1) 本会の代議員が死亡した場合

- ① 香料・・・金5000円
- ② 門櫛一对等
- ③ 会葬、全代議員に連絡
- ④ 関係機関への連絡

(2) 本会の代議員の配偶者が死亡した場合

- ① 門櫛一对等
- ② 全代議員に連絡

(3) 本会の代議員が3週間以上入院加療の場合

見舞金・・・金5000円を送り、会長は本会を代表して見舞う。

(4) 本会の代議員が不時の災害を受けた場合

役員会において合議し、適当な方法で見舞う。

(5) 本会の代議員の慶事については、その都度役員会において合議し、慶祝の意を表す。

(6) 本会に関係のある役職の慶弔については、その都度役員会において合議し、慶弔の意を表す。

第3条 前条以外で必要と認められた場合は、役員会で合議し、適当な処置をとる。

第4条 本規定に必要な経費については、本会計をもって当てる。

第5条 本規定により金品を受けたときは、一切返礼しないものとする。

## 附 則

本規定の改正は、運営委員会において行う。

本規定は、2001年5月8日から施行する。

## 上牧町PTA協議会交通費規定

第1条 本規定は、本会の代議員・運営委員の出張の際の交通費について定めるものである。

\*第2条 本会代議員・運営委員に次の交通費を支払う

- (1) 出張先が北葛城郡内(上牧町を除く)、香芝市、斑鳩町、三郷町…実費
- (2) 出張先が(1)以外の県内 …実費
- (3) 出張先が県外 …実費

\*第3条 やむをえず車を利用した場合は、車1台につき次の交通費を支払う。

- (1) 出張先が北葛城郡内(上牧町を除く)、香芝市、斑鳩町、三郷町…500円
- (2) 出張先が(1)以外の県内 …1000円
- (3) 出張先が県外 …その都度事務局にて合議  
◎駐車場代・高速代金等は領収書を添付し、別途請求するものとする。

第4条 単位PTAに動員依頼したものについては、単位PTAの負担とする。

### 附 則

本規定の改正は、運営委員会において行う。

本規定は、2001年5月8日から施行する。

2005年5月9日一部改正。